

令和6年度第9回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年12月19日（木）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

9番 鈴木 透

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番	香坂	政博	10番	井上	昌之
----	----	----	-----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 案

- 第14号 二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について
- 第15号 非農地証明について
- 第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。年末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

私事ですが、ミカンの収穫が少し遅れておりまして、今年に限って注文が多く、ミカンが高騰し普段頼まれていない方が結構注文に来るのですが、なかなかいいミカンがなくて今頑張っているところです。野菜も高騰していると聞きますので、皆さん身体に気をつけて頑張ってください。

それでは令和6年度、第9回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第9回総会の議事録署名委員につきましては、5番香坂委員、10番井上委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

今回、相続により所有権を取得された2件の農地について、はじめにN o. 1の農地は農業委員会によるあっせん等の希望がございませんので、資料に地図を添付しておりますが、二宮高校の北側の位置にある土地で、一色地区内で合計3筆となっており、相手方への届出の受理通知書については12月2日付で発行しております。

続いてN o. 2の農地については、関係資料位置図の地図1と2のとおり、桜美園の南側の位置にある土地などを含めまして、中里及び二宮地区内で合計9筆となっており、相手方への届出の受理通知書については12月10日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での第5条による転用3件の届出を受理しております。

はじめにN o. 1の土地の場所については、関係資料位置図の地図3をご覧ください。

こちらは森の脇橋の南側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については11月18日付で発行しております。

続いてNo. 2の土地の場所については、関係資料位置図の地図4をご覧ください。

こちらは二宮町保健センターの北側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については11月27日付で発行しております。

最後にNo. 3の土地の場所については、関係資料位置図の地図5をご覧ください。

こちらは中里歩道橋の南側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については12月11日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第14号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第14号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第14号関係資料をご覧ください。

1ページが農業者資格認定申請書となっております。

添付書類については、2ページから3ページに営農計画書、4ページに二宮町新規農業者資格認定要綱第4条第1項第2号に規定されている、かながわ農業サポーターの認定証、5ページに念書、6ページに借入予定情報を参考に添付させていただいております。

申請者は、かながわホームファーマーを経て、令和3年12月に、かながわ農業サポーターの認定を受けた方です。

現在は、かながわ農業サポーター事業により町内で農地を借り耕作をされておりますが、認定期間が満了となるため、この度、二宮町内で新規就農し、引き続き農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

なお、新規就農の認定基準につきましては、関係資料4ページの認定証のとおり、かながわ農業サポーターに認定されていることが確認でき、基準を満たしております。

現在は、6ページの借入予定情報に記載された農地で露地野菜や落花生を作付けして

おりますが、農業者資格が認定された後、利用権設定を申請する予定となっており、現在、中間管理機構等と調整中のため、借入の見込みがございます。

審査に際しましては、申請者の技術、経営能力等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること、就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること、受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること、新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあることに適合するか判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第14号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定農地法第5条の規定による許可申請について、「原案のとおり認定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認定する」とこといたします。

【議長】

続きまして、議案第15号、非農地証明について議題といたします。

なお、議案15号及び16号については 委員に係る案件ですので、農業委員会等に関する法律の第31条、議事参与の制限の規定により、 委員は議事に参与できませんので、審議前に 委員の退席を求めます。

— 委員退席 —

それでは、事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第15号朗読 —

【議長】

続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告について、小林委員、よろしくお願いします。

【委員】

12月10日に中里地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

場所は、山西小学校の北側に位置する市街化調整区域の土地です。

申請地は、航空写真から確認できるとおり、昭和44年以前より住宅敷地として使用

され、その後、駐車場として現在に至っており、農地に復元するのは難しく、非農地とすることはやむを得ないものと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第15号関係資料をご覧ください。

まず1ページに非農地証明願、2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに経過書、5ページに現況写真、6ページに航空写真を添付しております。

経過については4ページに記載がございますが、昭和の前期頃に居住用住宅が建築され、取り壊し後の平成12年からは駐車場として使用されており、昭和44年時の航空写真からも農地として使用されていないことが確認できます。

なお、非農地証明は、非農地と認められる土地について、農業委員会が交付することができることになっております。

申請値は、神奈川県が定める、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に規定されている非農地に該当する条件を満たしていると考えられます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第15号、非農地証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」とことといたします。

【議長】

続きまして、議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第16号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告について、水島委員、お願いします。

【委員】

12月10日に中里地区農業委員2名及び事務局で、現地を確認いたしました。

対象地の場所は、中里及び中里二丁目に位置する市街化区域の農地12筆で、面積の合計は4,949㎡です。

当該地では、露地野菜や果樹が栽培されており、農地として適切に利用されていました。以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、説明いたします。

本案件は、相続税の納税猶予制度によるものです。

相続税の納税猶予制度とは、農地を相続した相続人が当該農地を農地として利用していく場合、相続税の猶予を受けられる制度です。

なお、市街化区域内の農地では、特例を受けてから20年が経過すると相続税の免除が確定することとなりますが、その際には、出口調査と呼ばれる税務署からの調査があり、農業委員会では、当該農地の利用状況について確認し、税務署に報告することとなります。

また、それとは別に平成21年以降に特例を受けた方は、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があり、届出には、農業委員会が発行する、引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。

本案件につきましては、平成21年以降に特例を受けた案件であり、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が申請されたことによる議案となります。

議案第16号関係資料をご覧ください。1ページ目に当案件の地図を添付しております。

申請者は令和3年に中里及び中里2丁目の農地12筆を相続し、合計4,949㎡について、納税猶予の特例の適用を受けております。

対象地は、委員からの現地確認報告にもありましたように、露地野菜や果樹が栽培され、適正に管理されていました。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。
それでは、委員の復席をお願いします。

— 委員復席 —

【議長】

委員に申し上げます。ただいまの議案第15号及び16号については、「原案のとおり証明する」こととされましたので報告いたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会